

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】

3

### ◇ 規 則

- 北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】

9

### ◇ 告 示

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】

4 2

4 3

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども総合センター】

4 4

### ◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務局総務部法制課】

4 7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。主な改正内容は、次のとおりです。

#### 1 固定資産税

3年に1度行われる固定資産の価格の見直しに伴い、宅地等に係る負担調整措置を継続するとともに、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることにしました。

#### 2 軽自動車税

自家用の三輪以上の乗用の軽自動車に対して課する環境性能割の税率の特例措置について、その適用期限を令和3年12月31日まで延長することにしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

令和3年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 デジタル技術を最大限に活用し、行政手続のオンライン化その他の市役所のデジタル・トランスフォーメーションを推進するため、デジタル市役所推進室にデジタル政策監を置くことにしました。

2 本市における陸海空の物流機能を一体的に強化し、物流拠点都市としてのプレゼンスを向上させるため、産業経済局に物流拠点推進室を新設することにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 1 7 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 2 第 4 項中「所得税法第 1 9 8 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 2 7 条の 3 第 4 項中「所得税法第 2 0 3 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 4 8 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 6 4 条の 6 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付則第 9 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 9 項本文」を「附則第 1 5 条第 1 6 項本文」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項」を「附則第 1 5 条第 2 3 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 8 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 0 項」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改め、同条第 1 6 項を削り、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とし、同条中第 1 8 項を第 1 7 項とし、第 1 9 項を第 1 8 項とする。

付則第 9 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（平成 3 0 年 7 月豪雨に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受け

ようとする者がすべき申告等)

第9条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。第3号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地として使用することができない理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第62条の2の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(第2号から第4号までにおいて「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4号及び次項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名、各特定被災共用土地納税義務者の特定被災共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14

条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 前項の申出書には、当該申出が当該特定被災共用土地納税義務者全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

付則第10条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

付則第10条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和5年度分」に改める。

付則第10条の4中「については」の次に「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を加える。

付則第11条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から平成32年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

付則第12条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から平成32年度」を「、令和3年度から令和5年度」に改める。

付則第13条の見出し中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

付則第15条の7第1項第2号中「第10条第7項第6号」を「第10条第

8 項第 6 号」に改める。

付則第 16 条の 2 第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 18 条の見出し中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

付則第 19 条の見出し中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第 19 条の 4 の見出し中「平成 30 年度から平成 32 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律附則第 14 条第 1 項」に、「平成 30 年度から平成 32 年度」を「、令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

付則第 20 条中「第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項」を「第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで」に、「から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」を「若しくは第 43 項」に改める。

付則第 27 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

付則第 27 条の 3 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の北九州市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の北九州市市税条例（以下「旧条例」という。）第27条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の固定資産税に係る新条例付則第9条の5第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「1月31日」とあるのは「4月30日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「毎年1月31日」とあるのは「令和3年4月30日」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後

に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第23号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則  
(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条危機管理室の項の次に次のように加える。

デジタル市役所推進室

デジタル市役所推進課

庶務係

企画係

行政サービス改革係

業務改革・高度化係

システム運用係

第1条企画調整局政策部の項中「世界遺産課」を「世界遺産課  
世界遺産係」に改め、同条企画調整局国際部国際政策課の項中「政策係」を「国際政策係」に改め、同条企画調整局国際部アジア交流課の項を削り、同条総務局総務部総務課の項中「車両係」を削り、同条総務局総務部の項中「文書課」を「法制課  
安全衛生係」に改め、同条総務局人事部給与課の項中「安全衛生係」を「健康管理係」に改め、同条総務局情報政策部の項を削り、同条財政局財務部財政課の項中「財源調整係」を「財政制度・企画係」に改め、同条市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課の項中「地域防犯係」を「防犯・相談係」に改め、同条市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センターの項を削り、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課の項中「共生社会推進係」を「共生社会推進係  
障害者就労支援係」に改め、同条保健福祉局障害福祉部障害者支援課の項中「障害者相談支援係」を「地域移行・相談支援係」に改め、同条保健福祉局障害福祉部障害者就労支援室の項を削り、同条保健福祉局保健衛生部保健予防課の項中「予防係」を「感染症保健第一係  
感染症保健第二係」に改め、同条環境

局環境経済部の項を次のように改める。

- グリーン成長推進部
  - グリーン成長推進課
    - グリーン成長政策係
    - 水素戦略係
  - 再生可能エネルギー導入推進課
    - 再生可能エネルギー導入企画係
    - 風力発電推進係
  - 環境イノベーション支援課
    - 企業支援係

第1条環境局環境監視部環境監視課の項中「大気騒音係」を「大気騒音第一係」に改め、「監視指導係」を削り、同条産業経済局の項中「地域・観光産業振興部」を「観光部」に改め、同条産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課の項及び同条産業経済局地域・観光産業振興部MICE推進課の項を削り、同条産業経済局地域・観光産業振興部の項の次に次のように加える。

- 商業・MICE推進部
  - 商業・サービス産業政策課
    - 商業振興係
    - サービス産業政策係
  - MICE推進課
    - MICE推進係
    - 都心集客係

第1条産業経済局企業立地支援部の項の次に次のように加える。

- 物流拠点推進室
  - 物流企画係

第1条建設局の項中「総務部」を「総務用地部」に改め、同条建設局総務部総務課の項中「事業調整係」を「事業調整係」に改め、同条建設局総務部管理課の項を次のように改める。

- 用地管理課
  - 管理係
  - 補償係

第1条建設局総務部の項に次のように加える。

用地課

第1条建設局用地部の項を削り、同条建設局道路部道路維持課の項中「庶務係」及び「若戸大橋管理係」を削り、同項の前に次のように加える。

管理課

庶務係

台帳係

占用係

「街路第一係

第1条建設局道路部街路課の項中「街路係」を街路第二係に改め、同街路第三係」

条建設局公園緑地部公園管理課の項中「企画係」「管理係」を「管理係」「経営係」に改め、同条

建設局河川部神嶽川旦過地区整備室の項中「計画推進係」を「事業推進係」に改め、同条建築都市局総務部都市景観課の項中「景観づくり支援係」を削り、同条建築都市局建築部建築課の項中「建築技術支援係」を削り、同項の前に次のように加える。

建築支援課

建築支援係

保全指導・調整係

長寿命化係

「建築保全係

電気保全係

第1条建築都市局建築部施設保全課の項中機械保全係を「保全保全保全指導・調整係長寿命化係」

第一係

第二係」に改め、同条建築都市局建築部電気設備課の項及び同条建築都市局建築部機械設備課の項を削り、同条建築都市局建築部の項の次に次のように加える。

設備部

電気設備課

電気第一係

電気第二係

電気保全係

## 機械設備課

機械第一係

機械第二係

機械保全係

第1条港湾空港局港営部港営課の項中「設備係」を削り、同条港湾空港局港営部物流振興課の項中「物流振興係」を「物流振興係 立地促進係」に改め、同条港湾空港局港湾整備部計画課の項中「立地促進係」を削り、同条港湾空港局港湾整備部整備課の項中「西部工事第一係」「西部工事係 西部工事第二係」を「西部工事係 設備係」に改める。

第3条危機管理室の項の次に次のように加える。

デジタル市役所推進室

デジタル市役所推進課

庶務係

- (1) 室、課の庶務に関すること。
- (2) 室の予算及び決算の総括に関すること。
- (3) 情報セキュリティの確保に関すること。

企画係

- (1) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する計画及び施策の総括に関すること。
- (2) 広報に関すること。

行政サービス改革係

- (1) 行政サービスのデジタル技術導入に関すること。
- (2) 社会保障・税番号制度の推進に関すること。

業務改革・高度化係

- (1) 庁内事務のデジタル技術導入に関すること。
- (2) 電子計算機を使用する業務システムの開発、維持及び調整に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。
- (3) デジタル技術に係る職員の研修に関すること。
- (4) 官民データの利活用の促進に関すること。

システム運用係

- (1) 電子計算機の管理及び運用に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。
- (2) 電子計算機のネットワーク及び周辺機器の管理及び運用に関すること。

第3条技術監理局技術部検査課検査管理系の項に次の1号を加える。

(7) 工事監理に係る職員の技術的支援に関すること。

第3条企画調整局政策部企画課企画系の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条企画調整局政策部の項中「世界遺産課」を「世界遺産係」に改め、同条企画調整局国際部国際政策課の項中「政策係」を「国際政策係」に改め、同条企画調整局国際部国際政策課政策系の項第4号中「アメリカ合衆国」を「姉妹友好都市」に改め、同項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 東アジア経済交流推進機構に関すること。

第3条企画調整局国際部国際政策課政策系の項に次の1号を加える。

(8) 大連事務所の運営に関すること。

第3条企画調整局国際部アジア交流課の項を削り、同条総務局総務部総務課管理第二系の項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 車両の管理の総括に関すること。

(5) 共用車両の運行管理及び安全管理に関すること。

第3条総務局総務部総務課車両系の項を削り、同条総務局総務部の項中「文書課」を「法制課」に改め、同条総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課男女共同参画推進系の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条総務局人事部給与課給与第二系の項第1号中「給与第二系の項」を「この項」に改め、同項第4号中「及び子ども手当」を削り、同条総務局人事部給与課安全衛生系の項第2号中「職員衛生管理審査会」を「職員の健康診断の実施」に改め、同条総務局人事部給与課の項に次のように加える。

健康管理係

(1) 職員の健康管理（健康診断の実施を除く。）に関すること。

(2) 職員衛生管理審査会に関すること。

第3条総務局情報政策部の項を削り、同条財政局財務部財政課の項中「財源調整係」を「財政制度・企画係」に改め、同条財政局財務部財政課財源調整係の項第6号中「公債償還基金」の次に「、SDGs未来基金」を加え、同条財政局税務部課税第一課法人諸税系の項第1号中「及び環境未来税」を「、環境未来税及び宿泊税」に改め、同条市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課の項中「地域防犯係」を「防犯・相談係」に改め、同条市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課地域防犯系の項に

次の 8 号を加える。

- (4) 安全・安心に関する市民からの意見及び要望の処理の総括に関すること。
- (5) 交通事故相談に関すること。
- (6) 民事介入暴力に係る相談に関すること。
- (7) 暴力追放推進施策に関すること。
- (8) 北九州市暴力追放推進会議に関すること。
- (9) 犯罪被害者等の支援及び相談に関すること。
- (10) 生活環境パトロールの計画及び実施に関すること。
- (11) 生活環境に関する通報の收受及び連絡調整に関すること。

第 3 条市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センターの項を削り、同条保健福祉局総務部総務課社会振興係の項第 6 号中「(勤労婦人センターを除く。)」を削り、同条保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課リハビリテーション推進係の項第 1 号中「技術的支援」を「推進」に改め、同項第 3 号を削り、同条保健福祉局総務部精神保健福祉センターの項第 8 号中「交付についての判定」及び「の要否の判定」を削り、同条保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課生涯現役推進係の項第 1 号中「(他課の所管に属するものを除く。)」を削り、同条保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課地域福祉推進係の項第 7 号中「地域福祉振興基金」を「北九州市地域福祉振興協会」に改め、同項第 11 号を削り、同条保健福祉局先進的介護システム推進室の項第 2 号中「実証及び実装」を「社会実装」に改め、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課の項に次のように加える。

#### 障害者就労支援係

- (1) 障害者の就労に関すること。
- (2) 北九州障害者しごとサポートセンターに関すること。

第 3 条保健福祉局障害福祉部障害者支援課の項中「障害者相談支援係」を「地域移行・相談支援係」に改め、同条保健福祉局障害福祉部障害者支援課障害者相談支援係の項に次の 2 号を加える。

- (4) 障害者の権利擁護に関すること。
- (5) 北九州市障害者自立支援協議会に関すること。

第 3 条保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課精神保健係の項第 3 号中「精神保健及び」を削り、同条保健福祉局障害福祉部障害者就労支援室の項を削り、同条保健福祉局健康医療部保険年金課管理係の項に次の 1 号を加える。

- (12) 年金生活者支援給付金に関すること。

第3条保健福祉局健康医療部保険年金課保険係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条保健福祉局健康医療部健康推進課健康づくり推進係の項第9号及び第10号を削り、同条保健福祉局健康医療部健康推進課健診係の項に次の2号を加える。

(4) 歯科保健に関すること。

(5) 口腔保健支援センターに関すること。

第3条保健福祉局保健衛生部保健予防課予防係の項の次に次のように加える。

感染症保健第一係

感染症保健第二係

(1) 感染症に係る保健予防活動に関すること（他課及び予防係の所管に属するものを除く。）。

「環境経済部

「グリーン成長推進部

第3条環境局の項中 温暖化対策課 を グリーン成長推進課  
低炭素推進係」 グリーン成長政策係」

に改め、同条環境局環境経済部温暖化対策課低炭素推進係の項第2号中「環境モデル都市に関する連絡調整及び総括」を「地球温暖化対策に関する計画及び施策の統括」に改め、同項第3号中「環境未来都市及び国際戦略総合特区の推進に係る局内の総括」を「脱炭素型の生活及び行動の普及啓発」に改め、同項第4号中「低炭素化」を「脱炭素化」に改め、同条環境局環境経済部温暖化対策課の項中「水素社会創造係」を「水素戦略係」に改め、同条環境局環境経済部温暖化対策課水素社会創造係の項に次の1号を加える。

(2) その他グリーン成長の推進に関すること（他課及びグリーン成長政策係の所管に属するものを除く。）。

「地域エネルギー推進課

「再生可能エ

第3条環境局環境経済部の項中 政策係 を 再生可能

エネルギー導入推進課

エネルギー導入企画係」に改め、同条環境局環境経済部地域エネルギー推進

課政策係の項第2号中「市民の環境行動を促す仕組みの構築」を「再生可能エネルギーの導入及び普及」に改め、同条環境局環境経済部地域エネルギー推進課の項に次のように加える。

風力発電推進係

(1) 風力発電の立地促進に関すること。

「環境産業推進課

「環境イノベーシ

第3条環境局環境経済部の項中 環境産業政策係」 を 企業支援係

ヨン支援課

」に改め、同条環境局環境経済部環境産業推進課環境産業政策係の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 脱炭素化イノベーションの推進に関すること。

第3条環境局環境監視部環境監視課の項中「大気騒音係」を「大気騒音第一係」に改め、同条環境局環境監視部環境監視課大気騒音係の項に次の3号を加える。

(8) 公害発生源の監視指導（大気に関するものに限る。）に関すること。

(9) 公害に関する苦情及び要望の処理（大気に関するものに限る。）に関すること。

(10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に関すること（大気騒音第二係に限る。）。

第3条環境局環境監視部環境監視課水質土壌係の項に次の2号を加える。

(6) 公害発生源の監視指導（大気に関するものを除く。）に関すること。

(7) 公害に関する苦情及び要望の処理（大気に関するものを除く。）に関すること。

第3条環境局環境監視部環境監視課監視指導係の項を削り、同条環境局循環社会推進部業務課まち美化推進係の項第3号中「衛生総連合会」を「北九州市環境衛生総連合会」に改め、同条産業経済局の項中「地域・観光産業振興部」を「観光部」に改め、同条産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課の項及び同条産業経済局地域・観光産業振興部MICE推進課の項を削り、同条産業経済局地域・観光産業振興部の項の次に次のように加える。

商業・MICE推進部

商業・サービス産業政策課

商業振興係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 商店街の振興に関すること。

(3) 商業振興に関する企画及び調査に関すること。



(4) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。

(5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関すること。

(6) 関係団体との連絡調整に関すること。

#### サービス産業政策係

(1) サービス産業の振興に関すること。

(2) サービス産業の振興に係る関係部局との連絡調整に関すること。

(3) 食品ビジネスの振興に関すること。

#### M I C E 推進課

##### M I C E 推進係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) M I C E 戦略に関すること。

(3) 北九州観光コンベンション協会に関すること。

##### 都心集客係

(1) イベント戦略に関すること。

第3条産業経済局企業立地支援部の項の次に次のように加える。

#### 物流拠点推進室

##### 物流企画係

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 物流振興施策の総括に関すること。

(3) 物流拠点の推進に関すること（港湾空港局の所管に属するものを除く。）。

(4) 物流関係事業者との連絡調整に関すること（港湾空港局の所管に属するものを除く。）。

(5) 北九州貨物鉄道施設保有株式会社に関すること。

第3条産業経済局農林水産部農林課管理係の項中第4号及び第5号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農林水産業振興計画の総括に関すること。

第3条産業経済局農林水産部農林課企画・生産振興係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

(7) 地産地消の推進に関すること。

(8) 農業金融の総括に関すること。

第3条建設局の項中「総務部」を「総務用地部」に改め、同条建設局総務部総務課の項に次のように加える。

地籍係

- (1) 地籍調査に関すること。

第3条建設局総務部管理課の項を次のように改める。

用地管理課

管理係

- (1) 課及び用地課の庶務に関すること。
- (2) 土地等の取得に伴う予算の管理（港湾空港局の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 建設局等の所管に属する土地等の取得に伴う登記に関すること。
- (4) 建設局等の所管に属するその他土地の登記に関すること。

補償係

- (1) 補償基準（土地区画整理事業等に関するものを除く。）の調整その他不動産の取得事務の連絡調整に関すること。
- (2) 補償の移転工法及び補償金の審査（建築都市局住宅部住宅整備課及び港湾空港局の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 土地等の取得に伴う租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の特例の適用（港湾空港局の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 土地等の取得に伴う土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用（港湾空港局の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 土地等の取得に伴う制度の総括に関すること。

第3条建設局総務部の項に次のように加える。

用地課

- (1) 土地、工作物、物件その他の取得、移転及び借受け（建築都市局住宅部住宅整備課及び港湾空港局の所管に属するものを除く。）並びにこれらに伴う補償に関すること。
- (2) 前号の土地の取得に伴う補償物件等の調査に関すること。

第3条建設局用地部の項を削り、同条建設局道路部道路維持課の項の前に

次のように加える。

管理課

庶務係

- (1) 部、課（部内他課を含む。）の庶務に関すること。
- (2) 部の所管に属する軽微な工事の契約及びしゅん工認定に関すること。
- (3) 部の事業に係る用地の管理の総括に関すること。
- (4) 道路及び里道の管理の総括に関すること。

台帳係

- (1) 道路及び里道の認定、指定、変更、廃止並びに区域の決定及び変更に関すること。
- (2) 道路及び里道の台帳に関すること。
- (3) 道路及び里道の境界の明示の総括に関すること。
- (4) 道路の統計調査に関すること。
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）その他関係法令による道路管理者の意見に関すること。
- (6) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく特殊車両通行許可に関すること。

占用係

- (1) 道路及び里道の占用及び使用の総括に関すること。
- (2) 道路工事等の連絡調整の総括に関すること。
- (3) 道路法に基づく承認及び処分等の総括に関すること。
- (4) 道路及び里道の通行禁止及び制限の総括に関すること。
- (5) 道路及び里道の巡視の総括に関すること。
- (6) 屋外広告物に関すること。

第3条建設局道路部道路維持課庶務係の項を削り、同条建設局道路部道路維持課道路維持係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条建設局道路部道路維持課道路環境係の項第2号中「重要な」及び「認可申請、」を削り、同条建設局道路部道路維持課若戸大橋管理係の項を削り、同条建設局道

「街路第一係

路部街路課の項中「街路係」を 街路第二係 に改め、同条建設局公園緑地街路第三係」

部公園管理課企画係の項を削り、同条建設局公園緑地部公園管理課管理係の項中第9条を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 部、課（部内他課を含む。）の庶務に関すること。

第3条建設局公園緑地部公園管理課の項に次のように加える。

経営係

(1) 部の所管に属する軽微な工事の契約及びしゅん工認定に関すること。

(2) 有料公園等の運営に関すること。

(3) 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会に関すること。

(4) 到津の森公園基金に関すること。

第3条建設局公園緑地部緑政課計画調整係の項第6号を削り、同条建設局公園緑地部緑政課みどり・公園活性化係の項第2号中「工場緑化」を「民有地緑化」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 自然公園及び遊歩道の調査、計画及び調整に関すること。

第3条建設局河川部神嶽川旦過地区整備室の項中「計画推進係」を「事業推進係」に改め、同条建築都市局総務部都市景観課景観形成係の項中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 地域の景観づくり活動への支援に関すること。

(6) 景観アドバイザー制度に関すること。

(7) 都市景観賞等の市民啓発に関すること。

第3条建築都市局総務部都市景観課景観づくり支援係の項を削り、同条建築都市局計画部都市交通政策課企画調査係の項第4号中「パーソントリップ調査」を「道路交通センサス」に改め、同項第5号を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 北九州モノレールに関すること。

(6) 鉄道事業者との連携及び調整に関すること。

第3条建築都市局計画部都市交通政策課公共交通係の項第4号中「地域及びバス事業者等との調整」を「地域公共交通会議」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条建築都市局計画部都市交通政策課交通計画係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に関すること。

第3条建築都市局計画部開発指導課調整係の項第3号中「開発審査会」の次に「（審査請求に係るものに限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (7) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に関する  
こと。

第3条建築都市局計画部開発指導課<sup>開発指導第一係</sup><sub>開発指導第二係</sub>の項中第1号を削り、  
第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次  
の1号を加える。

- (4) 開発審査会（審査請求に係るものを除く。）に関するこ  
と（開発指導第一係に限る。）。

第3条建築都市局都市再生推進部都市再生企画課事業調整係の項中第3号  
を削り、第4号を第3号とし、同条建築都市局都市再生推進部まちなか再生  
まちなか再生支援係<sup>支援課</sup>事業支援係の項を次のように改める。

まちなか再生支援係

- (1) 課の庶務に関すること。  
(2) 市街地における民間開発の誘導の計画及び調整に関する  
こと。  
(3) 市街地再開発事業等の計画及び調整に関すること。  
(4) 都市再生整備計画の総括に関すること。  
(5) その他市街地整備の計画及び調整に関すること。

第3条建築都市局都市再生推進部まちなか再生支援課の項に次のように加  
える。

事業支援係

- (1) 市街地における民間開発の誘導の事業支援に関すること  
。  
(2) 市街地再開発事業等の事業支援に関すること。  
(3) その他市街地整備の事業支援に関すること。

第3条建築都市局建築部建築課の項の前に次のように加える。

建築支援課

建築支援係

- (1) 部、課（部内他課を含む。）の庶務に関すること。  
(2) 市有建築物（市営住宅を除く。）整備の企画及び計画に  
係る技術支援に関すること。  
(3) 市有建築物（市営住宅を除く。）の設計、工事等の依頼  
に係る協議及び調整に関すること。  
(4) 市有建築物（市営住宅を除く。）の整備に係る調査及び

調整に関すること。

#### 保全指導・調整係

- (1) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の定期点検業務に係る技術支援に関すること。
- (2) 市有建築物（市営住宅を除く。）の日常点検等の指導に関すること。

#### 長寿命化係

- (1) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の長寿命化計画の推進に関すること。
- (2) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の改修工事に係る技術的な助言に関すること。
- (3) 市有建築物（市営住宅を除く。）の長寿命化推進の技術支援に関すること。

第3条建築都市局建築部建築課建築技術支援係の項を削り、同条建築都市局建築部施設保全課の項中「建築保全係」を「保全第一係  
保全第二係」に改め、同条建築都市局建築部施設保全課建築保全係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条建築都市局建築部施設保全課電気保全係の項から同条建築都市局建築部施設保全課長寿命係の項まで並びに同条建築都市局建築部電気設備課の項及び同条建築都市局建築部機械設備課の項を削り、同条建築都市局の項の次に次のように加える。

#### 設備部

##### 電気設備課

##### 電気第一係

##### 電気第二係

- (1) 部、課及び機械設備課の庶務に関すること（電気第一係に限る。）。
- (2) 電気設備工事（他課の所管に属するものを除く。）の設計、監理及び検査に関すること。
- (3) 電気工作物（上下水道局、交通局及び公営競技局の管理するもの並びにその管理を委託したものを除く。）の保安の業務の総括に関すること。

##### 電気保全係

- (1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の電気設備に係る維持保全の技術的支援に関すること。

- (2) 機能維持型工事（電気設備工事に限る。）の設計、工事監理及び検査に関すること（市営住宅に係るものを除く。）。
- (3) 各局で発注する軽微な工事の単価査定（電気設備工事に係るものに限る。）に関すること。

機械設備課

機械第一係

機械第二係

- (1) 機械設備工事（他課の所管に属するものを除く。）の設計、監理及び検査に関すること。

機械保全係

- (1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の機械設備に係る維持保全の技術的支援に関すること。
- (2) 機能維持型工事（機械設備工事に限る。）の設計、工事監理及び検査に関すること（市営住宅に係るものを除く。）。
- (3) 各局で発注する軽微な工事の単価査定（機械設備工事に係るものに限る。）に関すること。

第3条港湾空港局港営部港営課設備係の項を削り、同条港湾空港局港営部物流振興課物流振興係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条港湾空港局港営部物流振興課の項に次のように加える。

立地促進係

- (1) 企業立地戦略の企画に関すること。
- (2) 臨海部産業用地への企業立地の促進に関すること。
- (3) 企業立地の促進に係る行政支援に関すること。

第3条港湾空港局港湾整備部計画課開発係の項第2号中「マスタープラン」を「活用」に改め、同条港湾空港局港湾整備部計画課立地促進係の項を削り、同条港湾空港局港湾整備部整備課管理係の項第4号中「部」を「課」に改め、同項第6号を削り、同条港湾空港局港湾整備部整備課設計第一係の項を削り、同条港湾空港局港湾整備部整備課の項中「設計第二係」を「設計第一係」に改め、同条港湾空港局港湾整備部整備課の項中「西部工事第一係」を「西部工事係」に改め、同条港湾空港局港湾整備部整備課西部工事第一係の項第1号中「（響灘地区を除く。）」を削り、同条港湾空港局港湾整備部整備課西部工事第二係の項を削り、同条港湾空港局港湾整備部整備課の項に次のように加える。

## 設備係

- (1) 荷役機械等の工事の設計、施工及び検査に関すること。
- (2) 設備工事の設計、施工及び検査並びに設備の保守点検に関すること。
- (3) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に関すること。
- (4) 港湾の保全対策に関すること。

第5条第13項を削り、同条第12項中「環境局環境国際経済部」を「環境局環境国際部」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第4項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「部又は」を削り、「障害者就労支援室」を「神嶽川旦過地区整備室」に、「課を置かない部、課を置かないセンター及び係を置かないセンター（区政事務センター及び精神保健福祉センターを除く。）」を「及び課を置かない部」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市にデジタル・トランスフォーメーションの推進の総合調整を担当するデジタル政策監を置く。

第5条第14項中「空港施設等」を「港湾施設等」に改め、同条第16項中「特に」を「前各項に定める者のほか、特に」に改め、「（総合保健福祉センター担当部長、保健所担当部長及びアジア低炭素化センター担当部長を除く。）」、「（安全管理担当参事を除く。）」、「（市民センター整備担当課長、スポーツ施設担当課長、介護サービス担当課長、児童育成担当課長、アジア低炭素化センター担当課長、若戸大橋管理担当課長及び業務担当課長を除く。）」及び「（審査指導担当主幹を除く。）」を削る。

第6条第1項中「危機管理監」の次に「及びデジタル政策監」を加え、同条第2項中「所掌事務」を「、所掌事務」に改め、同条第4項中「担当理事」を「医務監、担当理事」に改める。

第7条中「秘書室次長、SDGs推進室長、地方創生推進室次長、債権管理室次長、区政事務センター所長、東アジア文化都市推進室次長、国際スポーツ大会推進室次長、世界体操・新体操選手権推進室次長、安全・安心相談センター所長、精神保健福祉センター所長、認知症支援・介護予防センター所長、難病相談支援センター所長、先進的介護システム推進室次長、障害者就労支援室長、緊急経済対策室次長、産業イノベーション推進室次長、神嶽川旦過地区整備室長、空き家活用推進室長及び会計室次長（次条第3項及び第7項）」を「室長（神嶽川旦過地区整備室長及び空き家活用推進室長に限る



。)、所長(人権推進センター所長を除く。))及び次長(次条第4項及び第8項)に改める。

第8条第7項中「、若戸大橋管理担当課長」を削り、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「部長、室長(障害者就労支援室長、)」を「室長(」に、「又は所長(区政事務センター所長、安全・安心相談センター所長、精神保健福祉センター所長、認知症支援・介護予防センター所長及び難病相談支援センター所長を除く)」を「、部長又は所長(人権推進センター所長に限る)」に、「部、室」を「室、部」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 デジタル政策監に事故があるとき、又はデジタル政策監が欠けたときは、デジタル市役所推進室長が代理する。

第9条中「危機管理監」の次に「、デジタル政策監」を加える。

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

「企画係(小倉南区役所を除く。)

第1条 総務企画課の項中 広報広聴係(小倉南区役所を除く。)を「企  
企画広報係(小倉南区役所に限る。)」 広

画係

報広聴係」に改め、同条まちづくり整備課の項中「工務第二係(小倉北区役

所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。))」を「工務第二係(小倉北区  
若戸大橋管理係(戸畑  
役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。))  
区役所に限る。))」に改める。

第2条 総務企画課庶務係の項第11号中「臨時的任用職員又は嘱託員の賃金又は」を「会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。))の」に改め、同条総務企画課の項中「企画係(小倉南区役所を除く。))」を「企画係」に、「広報広聴係(小倉南区役所を除く。))」を「広報広聴係」に改め、同条総務企画課広報広聴係(小倉南区役所を除く。))の項第3号中「門司区役所及び八幡西区役所に限る。))」を「小倉北区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所を除く。))」に改め、同項第7号中「(小倉南区役所を除く。))」を削り、同条総務企画課企画広報係(小倉南区役所に限る。))の項を削り、同条コミュニティ支援課コミュニティ支援係の項第15号を削り、同条

市民課市民係の項第26号及び同条市民課戸籍係の項第15号中「及び子ども手当」を削り、同条国保年金課年金係の項に次の1号を加える。

(7) 年金生活者支援給付金に関すること。

第2条国保年金課保険係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く。）の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条国保年金課資格給付係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。）の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条まちづくり整備課の項中「工務第二係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。）」を

若戸大橋管理係（戸畑区役所に限る。）  
工務係（役所及び八幡西区役所に限る。）  
に改め、同条まちづくり整備課工務第一  
工務第二

小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く。）

係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。）の項に次の1  
係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。）

号を加える。

(14) 若戸大橋及び若戸トンネルの維持管理に関すること（若戸大橋管理係に限る。）。

松ヶ江出張所（門司区役所）

大里出張所（門司区役所）

曾根出張所（小倉南区役所）

両谷出張所（小倉南区役所）

第2条東谷出張所（小倉南区役所）の項第16号中「及び子ども手当」

島郷出張所（若松区役所）

折尾出張所（八幡西区役所）

上津役出張所（八幡西区役所）

八幡南出張所（八幡西区役所）

を削り、同項第24号中「子ども手当並びに」を削り、「第30号」を「第29号」に改め、同項第28号中「緊急通報システム」を「あんしん通報システム」に改め、同項中第30号を削り、第31号を第30号とし、第32号から第39号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項及び第4項中「担当する」を「担任する」に改め、同条第5項中「特に」を「前各号に定める者のほか、特に」に改める。

第4条第3項中「担当課長」を「担当部長、参事、担当課長」に改める。

(北九州市事業所事務分掌規則の一部改正)

第3条 北九州市事業所事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、係」を「及び係」に改め、「及び室に室長」を削り、同条第2項中「新門司地域交流センター、下富野地域交流センター、貴船地域交流センター、山田地域交流センター、北方地域交流センター、徳力地域交流センター、蜷田地域交流センター、楠橋地域交流センター、木屋瀬地域交流センター」を「地域交流センター」に、「環境センター工場」を「工場」に改め、同条第3項中「担当する」を「担任する」に改め、同条第4項中「特に」を「前3項に定める者のほか、特に」に改める。

第5条第1項中「、係長及び室長」を「及び係長」に改める。

第7条第1項中「次長又は」及び「次長若しくは」を削り、同条第4項中「、室長、副館長」を削る。

別表第1の環境局の項を次のように改める。

環境局	循環社会推進部	北九州市新門司工場	北九州市門司区新門司三丁目79番地	第3類	場長
		北九州市日明工場	北九州市小倉北区西港町96番地の2	第3類	場長
		北九州市皇后崎工場	北九州市八幡西区夕原町2番1号	第3類	場長
		北九州市新門司環境センター	北九州市門司区新門司三丁目78番地	第2類	所長
		北九州市日明環境センター	北九州市小倉北区西港町24番地	第2類	所長

		北九州市皇后 崎環境センタ ー	北九州市八幡 西区夕原町2 番10号	第2類	所長
--	--	-----------------------	--------------------------	-----	----

別表第1の産業経済局の項中「地域・観光産業振興部」を「総務政策部」に改める。

別表第2の東部市民税事務所  
西部市民税事務所 市民税課管理系の項第5号中「収納及び」を削り、同表の消費生活センター調査系の項を削り、同表の消費生活センター消費生活系の項中第7号を第12号とし、第1号から第6号までを5号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 生活関連物資対策に関すること。
- (3) 総合食料品小売センターに関すること。
- (4) 家庭用品等の表示に係る立入検査等に関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。

別表第2の子ども総合センターの項の次に次のように加える。

新門司工場

日明工場

皇后崎工場

- (1) 工場の庶務に関すること。
- (2) 工場の維持管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収に関すること。
- (4) 1件30万円以下の自動車の修繕の契約及び検収に関すること。
- (5) 廃棄物の計量及び処理に関すること。
- (6) 焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理に関すること。
- (7) 廃棄物の焼却処理に関すること。
- (8) その他工場の運営に関すること。

新門司環境センター新門司工場

別表第2の日明環境センター日明工場 の項を削る。

皇后崎環境センター皇后崎工場

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(北九州市公印規則の一部改正)

2 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「総務局総務部文書課長(以下「文書課長」を「総務局総務部法制課長(以下「法制課長」に改める。

第8条の2第3項中「文書課長」を「法制課長」に改める。

第10条第1項中「危機管理監」の次に「、デジタル政策監」を加え、同条第2項から第4項まで及び第11条第1項中「文書課長」を「法制課長」に改める。

第12条の見出し中「、廃棄」を「及び廃棄」に改め、同条第2項から第14条までの規定中「文書課長」を「法制課長」に改める。

別表第1中

「	<table border="1"><tr><td>文書課長</td><td>総務局総務部文書課</td></tr></table>	文書課長	総務局総務部文書課	を	<table border="1"><tr><td>法制課長</td><td>総務局総務部法制課</td></tr></table>	法制課長	総務局総務部法制課	に、
文書課長	総務局総務部文書課							
法制課長	総務局総務部法制課							
「	<table border="1"><tr><td>建設局総務部管理課長</td><td>建設局総務部管理課</td></tr></table>	建設局総務部管理課長	建設局総務部管理課	を	<table border="1"><tr><td>建設局道路部管理課長</td><td>建設局道路部管理課</td></tr></table>	建設局道路部管理課長	建設局道路部管理課	に、
建設局総務部管理課長	建設局総務部管理課							
建設局道路部管理課長	建設局道路部管理課							
「	<table border="1"><tr><td>建設局総務部総務課長及び建築都市局総務部総務課長</td><td>建設局総務部総務課及び建築都市局総務部総務課</td></tr></table>	建設局総務部総務課長及び建築都市局総務部総務課長	建設局総務部総務課及び建築都市局総務部総務課	を	<table border="1"><tr><td>建設局総務用地部総務課長及び建築都市局総務部総務課長</td><td>建設局総務用地部総務課及び建築都市局総務部総務課</td></tr></table>	建設局総務用地部総務課長及び建築都市局総務部総務課長	建設局総務用地部総務課及び建築都市局総務部総務課	に
建設局総務部総務課長及び建築都市局総務部総務課長	建設局総務部総務課及び建築都市局総務部総務課							
建設局総務用地部総務課長及び建築都市局総務部総務課長	建設局総務用地部総務課及び建築都市局総務部総務課							

改める。

(北九州市公報発行規則の一部改正)

3 北九州市公報発行規則(昭和38年北九州市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「午前12時」を「正午」に、「総務局総務部文書課長(以下「文書課長」を「総務局総務部法制課長(以下「法制課長」に改め、同

条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条中「文書課長」を「法制課長」に改める。  
 (北九州市会計規則の一部改正)

4 北九州市会計規則(昭和 39 年北九州市規則第 49 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

危機管理室	危機管理課	危機管理課長	危機管理監	を
-------	-------	--------	-------	---

危機管理室	危機管理課	危機管理課長	危機管理監	に、
デジタル市役所推進室	デジタル市役所推進課	デジタル市役所推進課長	デジタル政策監	

国際政策課	国際政策課長	を
アジア交流課	アジア交流課長	

国際政策課	国際政策課長	に、
-------	--------	----

文書課	文書課長	を
-----	------	---

法制課	法制課長	に、
-----	------	----

職員研修所	職員研修所次長
-------	---------

情報政策部	情報政策課	情報政策課長
-------	-------	--------

を

「

職員研修所	職員研修所次長
-------	---------

に、

「

安全・安心都市整備課	安全・安心都市整備課長
安全・安心相談センター	安全・安心相談センター所長

を

「

安全・安心都市整備課	安全・安心都市整備課長
------------	-------------

に、

「

精神保健福祉課	精神保健福祉課長
障害者就労支援室	障害者就労支援室長

を

「

精神保健福祉課	精神保健福祉課長
---------	----------

に、

「

環境経済部	温暖化対策課	温暖化対策課長
	地域エネルギー推進課	地域エネルギー推進課長

を

	環境産業推進課	環境産業推進課長
--	---------	----------

グリーン成長推進部	グリーン成長推進課	グリーン成長推進課長
	再生可能エネルギー導入推進課	再生可能エネルギー導入推進課長
	環境イノベーション支援課	環境イノベーション支援課長

に、

地域・観光産業振興部	観光課	観光課長
	商業・サービス産業政策課	商業・サービス産業政策課長
	M I C E 推進課	M I C E 推進課長
企業立地支援部	企業立地支援課	企業立地支援課長

を

観光部	観光課	観光課長
商業・M I C	商業・サービス産業政策課	商業・サービス産業政策課長



E 推進部	策課	
	M I C E 推進課	M I C E 推進課長
企業立地支援部	企業立地支援課	企業立地支援課長
物流拠点推進室		物流拠点推進室次長

に、

総務部	総務課	総務課長
	管理課	管理課長
用地部	用地管理課	用地管理課長
	用地課	用地課長
道路部	道路維持課	道路維持課長

を

総務用地部	総務課	総務課長
	用地管理課	用地管理課長
	用地課	用地課長
道路部	管理課	管理課長
	道路維持課	道路維持課長

に、

--	--	--

建築部	建築課	建築課長
	施設保全課	施設保全課長
	電気設備課	電気設備課長
	機械設備課	機械設備課長

を

建築部	建築支援課	建築支援課長
	建築課	建築課長
	施設保全課	施設保全課長
設備部	電気設備課	電気設備課長
	機械設備課	機械設備課長

に、

	救急課	救急課長
	消防航空隊	消防航空隊長
	指令課	指令課長

を

救急部	消防航空隊	消防航空隊長
	救急課	救急課長
	指令課	指令課長

に、

教職員課	教職員課長
------	-------

教職員給与課	教職員給与課長
--------	---------

を

教職員課	教職員課長
------	-------

に、

指導部	指導企画課	指導企画課長
	指導第一課	
	指導第二課	
	特別支援教育課	
学力・体力向上推進室	学力・体力向上推進室次長	

を

学校教育部	指導企画課	指導企画課長
	学校経営・教育指導課	
	生徒指導・教育相談課	
	特別支援教育課	
次世代教育推進部	授業づくり支援企画課	授業づくり支援企画課長

に

	教育情報化 推進課	教育情報化推進課 長
--	--------------	---------------

改める。

別表第2の門司区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

産業経 済局	地域・ 観光産 業振興 部	門司港レトロ課	門司港レトロ課長	
新門司環境センター			新門司環境センタ ー副所長	を
新門司 環境セ ンター	新門司環境センター新門 司工場		新門司環境センタ ー新門司工場長	

門司港レトロ課		門司港レトロ課長	
新門司工場		新門司工場長	に
新門司環境センター		新門司環境センタ ー副所長	

改め、同表の小倉北区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

日明環境センター		日明環境センタ ー副所長	
日明環	日明環境センター日明工	日明環境センター	を

境セン ター	場	日明工場長
-----------	---	-------

日明工場		日明工場長	に
日明環境センター		日明環境センター 副所長	

改め、同表の八幡東区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

	警防課		を
高等理容美容学校		高等理容美容学校 教頭	

	警防課		に
--	-----	--	---

改め、同表の八幡西区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

皇后崎環境センター		皇后崎環境センタ 一副所長	を
皇后崎 環境セ ンター	皇后崎環境センター皇后 崎工場	皇后崎環境センタ ー皇后崎工場長	

皇后崎工場		皇后崎工場長	に
-------	--	--------	---

皇后崎環境センター	皇后崎環境センター 一副所長
-----------	-------------------

改め、同表の戸畑区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

産業経 済局	地域・ 観光産 業振興 部	渡船事業所	渡船事業所長	を
-----------	------------------------	-------	--------	---

渡船事業所	渡船事業所長	に
-------	--------	---

改める。

(北九州市職員衛生管理規則の一部改正)

- 5 北九州市職員衛生管理規則（昭和39年北九州市規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

本庁（北九州市小倉北区内1番1号に所在する市の事務所）及び小倉北区役所に所在する総務企画局情報政策部	総務局総務部長	を
総務局の所管に属する事業所		

小倉北区役所に所在するデジタル市役所推進室	デジタル市役所推進室長	に
本庁（北九州市小倉北区内1番1号に所在する市の事務所）	総務局総務部長	
総務局の所管に属する事業所		

改め、同表の環境局の所管に属する事業所の項中「及びその所管に属する事業所」を削り、同表の建設局の所管に属する事業所の項中「建設局総務部長」を「建設局総務用地部長」に改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

6 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の環境局の項を次のように改める。

環境局	循環社会推進部	新門司工場	一般事務員 一般技術員		午前 8時 15分	午後 5時	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
		日明工場	一般事務員 一般技術員	早出	午前 8時 15分	午後 5時	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
				遅出	午前 9時 15分	午後 6時			
	皇后崎工場	一般事務員 一般技術員		午前 8時 15分	午後 5時	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日		
	新門司環境セン	一般事		午前	午後	勤務時間	日曜		

ター	務員		8時 15分	5時	中に1時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日及 び土 曜日	
日明環境センタ ー	一般事 務員		午前 8時 15分	午後 5時	勤務時間 中に1時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜 日及 び土 曜日	
皇后崎環境セン ター	一般事 務員		午前 8時 15分	午後 5時	勤務時間 中に1時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜 日及 び土 曜日	

別表の産業経済局の項中「地域・観光産業振興部」を「総務政策部」に改め、同表の注書第6項中「産業経済局地域・観光産業振興部渡船事業所小倉渡船」を「産業経済局総務政策部渡船事業所小倉渡船」に改める。

(北九州市文書管理規則の一部改正)

- 7 北九州市文書管理規則（平成14年北九州市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総務局総務部文書課（以下「文書課」を「総務局総務部法制課（以下「法制課」に改める。

第3条第1項中「総務局総務部文書課長（以下「文書課長」を「総務局総務部法制課長（以下「法制課長」に改める。

第20条第2項中「文書課」を「法制課」に改める。

第21条第2項中「文書課長」を「法制課長」に、「の規定による」を「



に規定する」に改める。

第25条第1項及び第2項中「文書課」を「法制課」に改める。

第30条の2各項、第35条、第36条第1項、第37条各号及び第41条第4項中「文書課長」を「法制課長」に改める。

別紙様式の備考中「文書課」を「法制課」に改める。

(北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

8 北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年北九州市規則第114号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務局長」を「デジタル政策監」に改める。

(北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

9 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成29年北九州市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第19条中「総務局長」を「デジタル政策監」に改める。

北九州市告示第 1 1 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市が指定した指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 4 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	北九州市小倉北区親和 町 6 番 2 号	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人美姫星まこと 脳神経外科クリニック	北九州市小倉北区片野新町二丁目 14番10号	令和3年4 月1日
医療法人河村内科医院	北九州市八幡西区相生町6番31 号	令和3年4 月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
アイン薬局鉄道記念病院店	北九州市門司区高田二丁目1番2 号	令和3年4 月1日
新生堂薬局下曾根店	北九州市小倉南区田原新町三丁目 6番3号	令和3年4 月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション こくら	北九州市小倉北区下到津三丁目5 番8号	令和3年4 月1日
やはた訪問看護ステーション	北九州市八幡西区大平三丁目14 番7号	令和3年4 月1日
訪問看護ステーション 穴生	北九州市八幡西区鉄竜一丁目1番 10号	令和3年4 月1日

## 北九州市公告第 2 2 4 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 子ども相談情報システム構築業務 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 市の指定する場所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので提案に係る性能、機能、技術等に関する提案書及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 3 年

4月30日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 総合評価のための書類の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号ウェルとばた5階  
北九州市子ども総合センター

イ 期間 この公告の日から令和3年4月30日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年4月30日午後5時まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市子ども家庭局子ども総合センターに提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年4月30日午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

##### (5) 総合評価のための書類の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年5月21日午後2時まで（日曜日等を除く。）に北九州市子ども家庭局子ども総合センターに提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年5月20日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市戸畑区汐井町1番6号ウェルとばた5階  
北九州市子ども総合センター会議室

イ 日時 令和3年5月21日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 物品等の調達における総合評価競争方式試行要領第3条及び第4条に定めるとおり、入札金額と総合評価のための書類をもって申込みをさせ、総合評価を行い、総合評価の得点の最も高いものを落札者とする。

イ 総合評価の方法は、加算方式とする。

ウ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども総合センター

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号

電話 093-881-4556

6 Summary

(1) Project to develop a child consultation information system for the City of Kitakyushu.

(2) Deadline of tender (in person)

2:00p.m. May 21, 2021

(3) Deadline of tender (by mail)

5:00p.m. May 20, 2021

(4) For further information, please contact:

Central Children's Counseling & Guidance Center,

Child-raising Support Department,

Child and Domestic Affairs Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市訓令第6号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び若戸大橋管理担当課長」を削る。

別表第1の局長の欄中「危機管理監」を「危機管理監  
デジタル政策監」に改め、同表

の部長の欄中「危機管理室長」を「危機管理室長  
デジタル市役所推進室長」に、「緊急経

済対策室長」を「緊急経済対策室長  
物流拠点推進室長」に改め、「学力・体力向上推進室長」

を削り、同表の課長の欄中「安全・安心相談センター所長」及び「障害者就

労支援室長」を削り、「緊急経済対策室次長」を「緊急経済対策室次長  
物流拠点推進室次長」に

改め、「若戸大橋管理担当課長」を削り、「教育センター所長  
特別支援教育相談センター所長  
学力・体力向上推進室次長

「特別支援教育相談センター所長  
を教育センター所長」に改め、「各種学校長」を削る。

別表第3の5の表の文書課長の項中「文書課長」を「法制課長」に改め、同表の給与課長の項第6号中「、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定による子ども手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の規定による子ども手当」を削る。

別表第3の8の表の総合保健福祉センター担当部長の項中第6号を第8号とし、第1号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の規定による自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給認定

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付等

別表第3の8の表の障害福祉部長の項第1号中「（平成18年政令第10号）」を削り、同項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とする。

別表第3の11の表の地域・観光産業振興部長の項中「地域・観光産業振興部長」を「商業・MICE推進部長」に改める。

別表第3の12の表中

総務部長	<p>(1) 道路法第46条第1項第2号の規定による国道及び主要地方道の両側の通行禁止又は通行制限</p> <p>(2) アーケード並びに鉄道及び軌条の道路の占用許可</p> <p>(3) 北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）第21条ただし書の規定による承認</p> <p>(4) 道路の不法占拠に係る原状回復、移転、除却その他の処分</p>	を
用地部長	(1) 用地事務の調査及び指導	

総務用地部長	(1) 用地事務の調査及び指導	
道路部長	<p>(1) 道路法第46条第1項第2号の規定による国道及び主要地方道の両側の通行禁止又は通行制限</p> <p>(2) アーケード並びに鉄道及び軌条の道路の占用許可</p> <p>(3) 北九州市道路占用規則（昭和38年北九州市規則第89号）第21条ただし書の規定による承認</p> <p>(4) 道路の不法占拠に係る原状回復、移転、除</p>	に、



	却その他の処分
--	---------

管理課長	(1) 道路法第47条の2第1項の規定による許可	を
用地課長	(1) 用地取得に伴う物件の移転完了の確認	
若戸大橋管理担当課長	(1) 道路法第46条第1項各号の規定による若戸大橋の片側及び若戸トンネルの通行禁止又は通行制限	

用地課長	(1) 用地取得に伴う物件の移転完了の確認	に
管理課長	(1) 道路法第47条の2第1項の規定による許可	

改める。

別表第3の15の表の警防部長の項中「警防部長」の次に「及び救急部長」を加える。

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2の国保年金課長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表のまちづくり整備課長の項第3号中「掘さく」を「掘削」に改め、同項第4号中「(若戸大橋を除く。)」及び「(若戸トンネルを除く。)」を削る。

(北九州市事業所長等専決規程の一部改正)

第3条 北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2の18の表を別表第2の19の表とし、別表第2の14の表から別表第2の17の表までを1表ずつ繰り下げ、別表第2の13の表の副所長及び環境センター工場長の項中「及び環境センター工場長」を削り、同表を別表第2の14の表とし、別表第2の12の表の次に次の1表を加える。

### 13 工場に関する事項

専決権者	専決事項
工場長	(1) 廃棄物の処理の委託に係る事項の検査及び確認 (2) 1件30万円以下の自動車の修繕の契約及び検収

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。